

地球温暖化問題への国内対策に関する  
関係審議会合同会議  
(第 15 回議事録)

地球温暖化対策推進本部事務局  
(内閣官房副長官補室)

## 地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議（第15回）議事次第

日 時：平成18年7月6日（木） 10:50～11:50

場 所：官邸大会議室

### 1. 開 会

### 2. 二橋内閣官房副長官挨拶

### 3. 議 題

- (1) 京都議定書目標達成計画の一部変更案（京都メカニズム関係）について
- (2) 京都議定書目標達成計画の進捗状況（案）について

### 4. 意見交換

### 5. 閉 会

(開会)

○森嶋議長 それでは、時間でございます。本日は、御多忙のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず初めに、二橋内閣官房副長官からごあいさつがございます。

(報道関係者入室)

○内閣官房副長官 お忙しいところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

我が国は、議定書の6%削減の約束の達成に向けまして、地球温暖化対策を官民挙げて取り組んでおりますが、温室効果ガス排出量は、本日の配付資料にもございますとおり、2004年度で基準年に比べ8%増加しております。各省庁が連携して、地域・社会経済構造の転換を図るなど、対策の一層の強化が必要となっております。

本日は、2件についてお諮りをさせていただきます。

第1は、京都メカニズム活用に係る京都議定書目標達成計画の一部変更であります。京都メカニズムを活用して、他国で排出削減事業を行った結果生ずる排出削減量等、いわゆるクレジットにつきましましては、その取得を適切に進めることとしておりますが、今般、関係法律及び予算が可決・成立したことを受けまして、政府のクレジットの取得方針を、目標達成計画を一部変更して規定することにいたしたいと思っております。

第2は、京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検でございます。目標達成計画は、委員の皆様からも御意見をいただき、昨年4月28日に閣議決定をされました。本計画におきましては、地球温暖化対策推進本部が、毎年、個々の対策について政府が講じた施策の進捗状況等を、対策ごとに設定する対策評価指標も参考にしつつ点検することとしておりますが、その点検の際には、関係審議会合同会議の委員の皆様から御意見をお聞きすることになっております。

本日は、この2件について、委員の皆様から、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと考えております。よろしく願いいたします。

(報道関係者退室)

○森嶋議長 では、議事に入らせていただきます。

委員の変更、本日の委員の出欠につきましては、お手元の委員名簿をごらんいただきたいと思っております。

本日の案件は、2件でございます。

1つは、京都メカニズムの活用に係る京都議定書目標達成計画の一部変更案について。もう一つは、京都議定書目標達成計画の進捗状況(案)についてでございます。

政府での検討に資するよう、委員の皆様から積極的な御意見、御提案をいただきたいと存じますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、2つの案件について、事務方から報告をしていただきます。まずは、全体につきまして内閣官房から、その後、各府省より順に説明をお願いしたいと思います。

それでは、内閣審議官、お願いします。

○内閣審議官 では、内閣官房内閣審議官栗山と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、お諮りする議題の全体像につきまして、私からざっと御説明させていただきます。

資料 1 と 2 の前に、簡略版として用意させていただいております「地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議（7月6日（木）10：50～）関係説明資料」という 3 枚ものの資料をごらんいただければと思います。

1 枚めくっていただきますと、まず「1. 我が国の温室効果ガス排出量の推移及び見通し」につきまして、皆様、御承知のとおりではございますけれども、改めて本日の議題の背景情報として御説明させていただきます。

1 ページ目の上段のグラフでございますように、最新のデータによりますと、2004 年度の温室効果ガス排出量は、約 13 億 5,500 百万トンとなっております、90 年度比では、8 % の増加ということになっております。

また、この量は、前年の 2003 年度に比べまして、総量としては若干減少、改善をしているわけではございます。そこの青いグラフの中に御説明してございますように、原子力発電所の長期停止の影響分というのがございますので、それを考慮いたしますと、むしろ増加傾向にあるということも言えますので、まだまだ大変厳しい状況にあるということが言えるかと思ひます。

更に、温室効果ガス、CO<sub>2</sub> の部門ごとに排出状況を分析したのが下の表でございます。一番下の右端でございますように、2010 年度の目標達成には、2004 年度からいたしますと、更に 9.1 %、約 1 割近い排出削減が必要ということになっております。

今、申しました背景の状況に対応するために、本日お諮りする議題は、先ほど議長からのお話にもございましたように、2 つでございます。

1 つ目は、京都メカニズムを本格活用するための京都議定書目標達成計画の一部変更でございます。資料の 2 ページ目をごらんいただきたいと思います。

京都メカニズムとはというのも、釈迦に説法ではございますけれども、海外における温室効果ガスの排出削減量を自国の排出削減約束の達成に利用することができるという制度でございます。目標達成計画におきましては、基準年の総排出量の 1.6 % 分をこの京都メカニズムによって対応するということとされております。我が国企業による京都メカニズムプロジェクトの参加は大変活発化をしております、6 月 28 日現在、下の方でございますけれども、日本政府によって承認された案件は 54 件に上っておるといふことでございます。

3 ページ目をごらんいただきたいと思います。

このような動向を踏まえまして、さきの通常国会におきましては、地球温暖化対策推進法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法、いわゆる N E D O 法等の改正を行ひまして、平成 18 年度の政府予算におきましても、いわゆるクレジット取得のための必要な予算を計上いたしたところでございます。

新しく定められた法律の規定に基づきまして、昨年 4 月 28 日に閣議決定されました京都

議定書目標達成計画を一部変更いたしまして、政府のクレジット取得における基本方針を定めるということとしております。この変更内容、今後の京都メカニズムの活用につきまして、本日いろいろと御意見をいただければと思っております。

議題の2つ目、京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検でございます。資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、京都議定書目標達成計画が昨年4月に閣議決定されたわけでございますけれども、今般、対策ごとに設定する排出削減量や評価指標を基に、進捗状況の点検を実施いたしました。

この結果、計画に示された対策や施策の全般にわたりまして、ある程度一定の進展や具体化というものが見られた一方で、対策の中には、今後、更に過去を上回るような進捗の必要があるというものも見られますので、計画の確実な達成に向けて、施策の一層の強化など、対策の加速化が必要となっております。

また、下の方でございますけれども、面・ネットワークの対策を含めまして、対策・施策の追加や一層の強化につきましても検討を進める必要があると考えております。委員の皆様方におかれましては、本体は資料2の分厚い方でございますけれども、この点検結果につきまして御意見をいただければ幸いです。

なお、京都議定書目標達成計画については、2007年度に定量的な評価・見直しを行うとされております。

概括的な説明は、私の方からは以上でございます。以降、関係省庁から、順次、説明をしていただきたいと思います。

○森脇議長 では、順次お願いいたします。

○地球環境局長 環境省地球環境局長小林でございます。

それでは、私の方からは、主に議題の2に関連いたしまして、目標達成計画の最初の点検の年でございます。進捗状況について報告をさせていただきます。

環境省関係でございますけれども、この2年間で3本の法改正を行っております。

今、御案内でございます。お手元の厚い方の資料2でございますが、226ページに關係の部分の情報がございます。「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」というものにつきまして、昨年6月の法改正の後、本年3月に、これに伴います政省令の改正、制定をしております。

今後、今年度の排出量が来年度には報告をされ、集計され、公表されるという段取りになってございます。この制度が動きますことによりまして、個別の事業者の排出量が把握できる。また、公表することによりまして、国民の目の下で事業者に対しまして、排出削減のインセンティブが働くということが期待をされようかと存じてございます。

2番目でございます。関係情報は、資料2の104ページでございますが、これはむしろ議題1の方に関連しようかと思います。京都メカニズムでございます。

既に、栗山審議官の方からお話ございましたけれども、本年6月、温暖化対策推進法

を改正いたしまして、政府と企業が保有をいたしますクレジットを管理する、割当量の口座簿の整備といったことを法律事項として、きっちりとこの法改正の中で定めてごさいます。このことによりまして、政府が京都メカニズムを活用するための重要な法的な基盤が整うということになるわけでごさいます。実際のクレジットの取得の仕組みにつきましては、また後ほど、経済産業省の方から御説明があらうかと存じます。

3番目でごさいます。関係情報は、92ページになります。冷媒用のHFCの代替フロン対策のことでごさいます。リサイクル法によりまして、回収の仕組みが家電あるいは自動車に対しては設けられているわけでごさいますけれども、業務用の冷凍空調機器につきましては、この回収・破壊の仕組みが十分に機能していなかったということでごさいます。グラフで個々の施策について進捗状況が示されてごさいますけれども、回収率を見ていただきますと、目標が60%ということに對しまして、現行では30%台にとどまっているということでごさいます。

このため、本年6月にフロン回収破壊法を改正させていただきまして、この部分の回収の強化、徹底ということをする仕組みといたしました。基準年総排出量比で0.3%分の削減効果が、今回の改正のみで期待できると考えてごさいます。

4番目に、そのほかということになりますけれども、クール・ビズに代表されます国民運動、チーム・マイナス6%といったようなことでごさいます。関係情報については、229ページにごさいます。また、ヒートアイランド対策といったようなことで、いろんな対策に取り組んでごさいます。

最後に5番目といたしまして、国際的な取組みの進展について御報告を申し上げたいと思います。関連情報は、243ページでごさいます。最近、国際的な議論は、京都議定書の施行というよりは、2013年以降の枠組みづくりということに力点が置かれてごさいます。御案内の、昨年のもントリオールでの締約国会議におきましても、対話を進めることが合意されるということで一定の進展がございました。我が国としても、国際的な議論にリーダーシップを発揮すべく、締約国会議での交渉等々を行っている状況でごさいます。

最後になりますけれども、御礼を1つ申し上げたいと思います。中央環境審議会の審議でごさいますけれども、審議会では、地球環境部会を昨年の5月以降、6回ほど開催をされ、先ほど御紹介した京都メカニズム、フロン回収破壊法等々について御審議を賜りました。また、本年3月には、環境基本計画に地球温暖化部分についての御審議を行っていただいている等々でごさいますので、長期的な目標の検討等も行っているところでごさいます。この場を借りまして、御礼を申し上げます。

以上でごさいます。

○森脇議長 経済産業省、お願いします。

○産業技術環境局長 経済産業省でごさいます。私どもは、エネルギー関係につきまして、後ほど、資源エネルギー庁長官の方からお話をさせていただきます。

今、小林局長から、代替フロンの話等ございましたけれども、これも私ども一緒にやっ

ております。

私どもからは、1点だけ補足させていただきます。資料で見ますと、103ページでございます。今、小林局長からもお話がありました、京都メカニズム本格活用ということで、温暖化対策法を改正すると同時に、新エネルギー・産業技術総合開発機構法を改正し、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法を改正いたしまして、環境省と私どもで一体になってNEDOを実施機関としてクレジットを取得するという、政府一体となって進めるという体制を整えることができました。

あとは、この目標達成計画を改定していただいて、これを受けまして、中国あるいはインドといったような排出量が増加している途上国で、日本のすぐれた技術が普及して行って、地球規模の排出削減に資するというのと同時に、私どもはクレジットが得られるということに関係省庁と協力しながら、政府一体となって取り組む必要がある。制度は整いましたので、あとは実施について私どもと環境省だけではなくて、政府一体となって取り組むことが必要ではないかと考えております。

あと2点だけ付け加えさせていただきますと、先ほどお話がありましたように、2007年度において目標達成計画の定量的な評価、見直しということが行われることになっておりますけれども、それぞれの分野、業務とか民生とか言いましても、大ぐくりで見るとはなくて、少し細かくいろいろ議論していく必要があるのではないかと考えておまして、今日、先生方からいろんな意見を伺って議論を深めていきたいと考えております。これも小林局長からお話がありましたが、国際的な議論への参加につきましても、環境省、外務省とよく連携をして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森脇議長 それでは、資源エネルギー庁長官、お願いします。

○資源エネルギー庁長官 資源エネルギー庁でございます。簡単に御説明をさせていただきます。

省エネルギーということでは、昨年の国会で、省エネルギー法を改正いたしまして、今年の4月からこれを施行いたしております。内容的には、産業界における熱と電気の一体管理というものを義務づけて内容を強化したということ。今まで対象になっておりませんでした、輸送事業者、荷主に対しましても、この法律の対象にするということで、省エネ措置を追加、強化をいたしております。

同じ法律に基づきます、トップランナー基準の対象の拡大も図っているということでございます。

また、新エネルギー対策は、資料の59ページ等にご覧いただけますけれども、太陽光発電、風力発電等の開発導入支援といったようなことを、京都議定書目標達成計画に従いまして推進をしてきております。

これからの目標の達成に向けまして、対策の強化を含めて取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○森嶋議長 それでは、次に、農林水産省、お願いします。

○林野庁長官 農林水産省でございます。私どもからは、2つほど御報告を申し上げます。

1つは、森林吸収源対策でございます。資料2の97～101ページの関係でございます。林野庁は、2005年度におきましても、厳しい財政事情の中ではございますけれども、間伐等の森林整備予算へのシフトを図るなど、さまざまな努力を行っております。

ただ、現状程度の森林整備水準で推移した場合には、この目標どおりの吸収量を確保するという事は、厳しい見通しをしているところでございます。

現在、本年9月に森林・林業基本計画の改定を行うべく、林政審議会に御審議をお願いしているところであります。この検討の中で、効果的また効率的な森林整備を更に推進するなどを検討していきたいと考えておるところであります。

ただ、このような努力、工夫を行ったといたしましても、3.9%の達成に向けたハードルは極めて高いと考えておりました。引き続き、安定的な財源の確保に取り組む必要があると考えております。

今後とも、森林吸収源対策の意義につきまして、国民各層の御理解をいただくよう努めるとともに、関係各府省とも連携を図り、3.9%の目標達成に向けて努力をしていきたいと考えております。

次に、バイオマスの利活用の推進でございます。資料は143～145ページの関係でございます。このバイオマス利活用の推進につきましては、取組みを加速すべく、本年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しをいたしまして、バイオマス輸送用燃料の利用促進や、あるいはバイオマスタウンの構築などの取組みの強化を図るということにしております。

「バイオマスタウン構想」でございますけれども、2010年度までに300市町村で策定する目標ということにしておりますけれども、本年の5月現在、53の市町村で策定をされているところでございます。今後も、全力を挙げてこのバイオマスの利活用を進めていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○森嶋議長 ありがとうございます。

それでは、国土交通省、お願いします。

○総合政策局長 国土交通省でございます。平成17年度は、先ほど御説明がありましたけれども、省エネルギー法の改正、物流のグリーン化等、地球温暖化対策を行いました。項目が多岐にわたるので、4、5ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、国土交通省「(3)運輸部門」が4ページからありますが、2億5,000万トンCO<sub>2</sub>換算の排出量抑制をするために、1つは「トップランナー基準による自動車の燃費改善」「公共交通機関の利用促進」「高度道路交通システム(I T S)の推進」「トラック輸送の効率化」等々、多数の項目にわたって、この運輸部門の対策を進めているところで



次に「(4) 民生部門」とございますが、この議定書の目標達成計画における対策として、特に大きな削減量を見込まれています、住宅と建築物の省エネ性能向上ということについて、各種施策を講じているところです。

このほか、7ページ「4 一酸化二窒素」の中で「下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化」でございますとか「6 温室効果ガス吸収源対策」として、都市緑化等も進めておるところでございます。

今後とも、この点検を踏まえまして、目標達成に向けて、地球温暖化対策をより一層進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○森嶋議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御発言をお願いをいたします。是非、十分な御意見をと申し上げましたけれども、時間が限られておりますので、申し訳ございませんけれども、お一人2分の目安をお願いをいたします。

それでは、太田委員から順次お願いをいたします。

○太田委員 林政審議会の太田でございます。本日の御説明でも、2004年の排出量は、基準年に比べて8%も上回っているということでございますので、このままでは6%の削減約束を達成するのは、かなり難しいかと今でも考えております。

森林吸収源対策につきましても、日本の森林の大部分は、今、成長の途上にありまして、相当のCO<sub>2</sub>吸収を現に発揮しているのですが、どの森林の吸収量もカウントされるというわけではなく、吸収量の算定対象となる森林は、「1990年以降、適切に管理されている森林のみ」となっています。

しかるに、我が国の森林・林業の現状は、少なくとも30年以上にわたって木材価格の低迷、あるいは低下が続いているという状況でございます。森林所有者の林業離れが進んでおり、手入れが十分に行われていない森林が増加しております。

これまでの森林整備のペースでは、林野庁の見通しでも、3.9%の吸収量の確保は難しいということでございます。現在、林政審議会におきましては、森林・林業基本計画の見直しの中で、多様で健全な森林への誘導に向けた効率的、効果的な森林整備。林業・木材産業の再生、国土保全を重点課題として、当然、吸収源対策も念頭に置いて、森林の多面的機能の発揮に向けて、さまざまな角度から検討を進めております。

しかしながら、吸収量を確保するためには、間伐等の森林整備のペースを上げていく必要があります、行政による支援も不可欠であるのではないかと考えております。

また、森林整備を通じて生産される木材や木質バイオマスは、御承知のように、カーボンニュートラルな資材であり、国産材の利用拡大は、森林整備の促進のみならず、化石燃料を代替する効果もあり、また、循環型社会の構築の観点からも利用を促進すべきと考えております。

最後に、御承知だろうと思っておりますけれども、46億年の地球環境の歴史は、大気中の二酸

化炭素を減らしてきた歴史、すなわち、大気中の炭素を地下に埋めてきた歴史であり、地下から掘り出した化石燃料の消費は、こうした地球環境の46億年の環境進化の方向に逆行するという、言わば、現代文明の本質を更に真剣に考察するとき、環境税（炭素税）の意味、あるいは木材を利用することの意味が更に明確になるのではないかと考えております。

そうした方向で、国の基本政策を進めていただくよう、切に望みたいと思います。ちょっと時間をオーバーしたでしょうか。

○森嶋議長 それでは、勝俣委員、お願いします。

○勝俣委員 御案内のとおり、産業界といたしましては、自主行動計画を策定いたしまして、着実に成果は上げているのではないかと考えております。

そうした中、私の業界でございます、電力につきましては、CO<sub>2</sub>排出量が大変多いものですから、その成否が大変影響するというところで、責任につきましては、十分に認識し、鋭意取り組んでいるところでございます。

これは、いわゆる1キロ当たりのCO<sub>2</sub>排出量につきまして、90年比2010年で20%削減するという目標でございます。この達成に努力をしているわけでございますけれども、新エネルギー、省エネルギーなどにつきましても、鋭意、導入促進を図っております。やはり、なんといっても、決め手は原子力であろうかと思っております。

原子力につきましては、昨年10月の原子力政策大綱以降、国におきましても、大変積極的、前向きに取り組んでいただいております、心強いところでございます。当面の達成目標ということにつきましては、安全を大前提に稼働率を上げるということかと思っております。そうした観点から、我々業界としましては、品質管理の徹底を図るということを最重点にして、鋭意、今、取り組んでいるところでございます。

その中で、これは私どもだけではなく、産業界全体としては、やはりCDM、J I等の活用、本日も御提案いただいておりますけれども、こうしたことが非常に民間として使いやすい、そうしたことの整備を一層進めていただければということをお願いしたいと思っております。

また、昨今、石炭につきまして、何となくCO<sub>2</sub>問題から見て悪者扱いと申しますか、そうした傾向があらうかと思っております。エネルギーセキュリティーの観点からは、大変石炭というものは豊富に埋蔵量もあり、産出国も広い、非常に安定したエネルギーであり、我が国のエネルギーセキュリティー問題を考えると、絶対に欠かせないエネルギーだと考えております。

私ども、石炭につきましては、石炭ガス化など、クリーンコールテクノロジーということについても研究をいたしておりますが、やはり石炭については大事なものとしての認識を是非お持ちいただきまして、その上での地球温暖化対策ということを御検討いただくよう、お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○森嶋議長 ありがとうございます。

それでは、神田委員、お願いいたします。

○神田委員 京都メカニズムを本格活用するというところで、そういった推進活用については、私も異議があるわけではございません。

本文のところに、活用の意義のところがございますけれども、そこであくまでも国内対策に対して補足的であるということがございます。ここを是非忘れないでいただきたいと思います。国内基本対策ということをあくまでも基本にしながら、そういったところをおろそかにならないように進めていただきたいという感想を持ちました。

家庭部門について遅れていると言われていたわけですがけれども、そういった中で、国民へのメッセージだとか、教育の普及啓発は必要でありますし、重要だとは思いますが。

ただ、どうすれば挙げられている数字が達成できるのか。そもそも、その数字は何をもって算出されていて、どういうふうに通算できるのかという辺りに、ちょっと納得感がないということがつきまとっているわけです。そういったことはさて置かしても、自分が努力していることが、どのぐらい貢献しているのか、あるいは自分の行動がどう役に立っているのかという実感がなかなか持てない。そういったことが見えないものですから、やはり進まない原因の1つは、こういったところにもあるのではないかと考えております。

ライフスタイルの見直しをとよく言われるわけですがけれども、例えば環境に配慮した商品ということは提供されておりますけれども、まだまだ十分ではないと思います。選択したくても、なかなかできない状況もまだありますよと思います。

例えば、詰め替え商品など、環境に配慮した商品と言われるものも、よく見てみますと、余り貢献しているのかと疑問に思う点もございますので、そういったこともチェックする必要はあるかと思っております。

深夜営業ですとか、営業時間の延長ですとかということが見られますけれども、一部見直しの向きもあるようでございますけれども、家庭内での小まめな省エネ対策をと呼びかけつつ、こうした営業のそういう広がる状況を見ますと、必要以上の深夜営業ということに対して、こうした政策と照らし合わせますと、ちょっと矛盾を感じるということも思っております。

ただいま、原子力に関する意見が出されましたけれども、それよりも、そういったことに頼るのではなくて、新エネルギーの開発実用化というものをもっと急いでほしいと思っております。そういったものが、家庭用品の中にも生かされていく、実用化をしていくということで急いでいただきたいと思っております。そして、そういったものが買いやすい価格で提供されるということが伴いませんと、そういった目的につながっていかないと思っております。そういった商品を充実させることですとか、グリーン商品全体を通してだれでも購入できる価格といったものを実現していかなければ、幾ら教育をしても、啓発をしてもなかなか行動に結び付かないと思っております。

以上のように、家庭の中での行動を呼びかけるには、まだまだ私たち一人ひとりがやらなければいけないことは確かにありますけれども、不十分な点が多いのではないかと

たことを踏まえて、事業活動、行政の方もいろんな対策を立ててほしいと思っております。

以上です。

○森嶋議長 ありがとうございます。

それでは、河野委員、どうぞ。

○河野委員 今日の京都メカニズムについては、長い間の議論があった。これをやれば国内対策を手抜きができるんだというみみっちい発想でやっているのではなくて、実は、これはやるだけで大変なんです。今日、貢献度は非常に高いわけです。しかも、恐らく今のようなシステムができ上がれば、手続的には若干問題があるけれども、かなりいい線までいくのではないかと私は思っているのです、これは賛成なんです。

後の方の進捗状況点検で言えば、対策の加速化というのがキーワードだと思うんです。たくさん省庁がここにいらっしゃるけれども、どこを何を加速するのか。書いてあるように、全般的に小さい項目がたくさんありますからね。全部加速するというのは、できっこない話です。やるなら、せめて10項目か、効果のありそうなものを選んでやるという発想の方が、これから進める上において、環境省も経産省も一番必要だと思うんです。

具体的に、民生部門のことについて、この機会にちょっと一言だけ申し上げたいです。民生関係は、家庭、自家用車の2つの項目をどうやったって、目標にはるかに及ばない可能性が大きい。それは、国民が悪いから、消費者が不勉強だとか、そういう議論ではなくて、別にいろんな理由があって現在こうきているんです。

一言言いたいのは、実は、家庭で使うエネルギーというのは、たくさんあるけれども、中心はガソリンと電力です。ガソリンの方は、とにかく石油価格の高騰に応じて大幅に値上がりしており、これからもこの傾向は続きそうです。長期にわたっていい指標としている状況もあるんです。

その結果、何が起きているかという、2004年度の数字には全然表れていないけれども、今の足元のことから、これから2、3年のことを考えてみれば、あのガソリン価格の急騰ぶりを見れば、家庭がいや応なしに、情報がどうだとか、意義がわからないとかそんなことを言う暇もないほど、節約せざるを得ないんです。このことは、生活防衛です。

今の石油の高騰はマクロ経済にとって大きな打撃ですが、温暖化でどういう影響が出るかという視点で見ればプラスの側面もあるということなんです。

このことは、環境論の中で、環境税をどうするかという話が今ずっとあって、私は政府税調にいますので、今でもやっています。昨日もやりました。その結果、何が言いたいかというと、環境税の議論は、最初、ガソリン価格をリッター当たり1円50銭か2円ぐらい上げるという構想だったんです。それで抑制効果があるだろう。集まった金は、また別に使える場合がいろいろあるだろう。この2つですね。

ところが、今、上がっているガソリンの価格というのは、環境税論者が言っていた、1.5円、2円ぐらいの小幅な話では全くなくて、けた違いで大きいんです。だから効果があるんです。

ただし、集まった税金をどういうふうに活用するかというのは、別途あるんです。これは、いろんな議論の立て方が各立場によってあると思います。

とにかく、かなり慎重な議論をやることに政府税調もなっていますから、そのことをお考えになっていただきたいと思うんです。

2番目に、家庭部門で一番矛盾しているということは、ここに電事連会長の勝俣さんがいらっしゃるけれども、電力の自由化ということで、構造的に電力料金が低いということで、10年間いろんな政策が行われて、ガソリン価格は上がったけれども、電力料金は下がっているんです。日本はヨーロッパ、アメリカに比べて圧倒的に家庭内家電製品の多いということは有名な話です。それは、便利で快適な生活をみんな欲しているわけですからね。

そうすると、個々の製品の省エネ水準というのが向上しても、量が増えたら間違いなく電力消費は増えるのは当たり前なんです。しかも、ガソリンと違って、電気料金は下がっています。競争条件を強化して値下げすれば結構だという、これはこれで立派な政策なんです。

しかし、その結果、温暖化対策から見れば、別の側面があるな。つまり、どこに政策の重点を置くか、価値観を置くかによって、政府のやっていることには、矛盾したことは幾らでもあるんです。よそのことを悪いと言っているわけではないです。現にそういうことが起こっているんだということを念頭に置かないと、民生部門の節約問題というのは議論できないと私は思っています。

以上です。

○森嶋議長 どうもありがとうございます。

それでは、佐和委員、お願いします。

○佐和委員 私は、交通政策審議会を代表してやってきました。

一言だけ申し上げますと、京都議定書が採択された当時は、産業部門も民生部門も運輸部門の中で、運輸部門だけが激増するような予測をされていたわけです。

ところが、97年以降、ほとんど横ばいになっているということです。そういう意味では、原因はここでいちいち申し上げるわけではないですけれども、最も成績が悪いと言われていたものが、躍進して産業部門と肩を並べるぐらい成績がよくなっているということもあります。

あと、京都メカニズムについて一言、二言申し上げたいのです。実はよく国連気候変動枠組条約の中で、共通だか差異のある責任という言葉がございますね。途上国は参加していないから、何もしていないかのように言われているわけですがけれども、結局、クリーン開発メカニズムも、場を提供するというのを、強制はされていませけれども、ある意味で義務づけられている。そういう意味で、途上国も差異のある責任を負っていると理解して、私は、このクリーン開発メカニズムをもっと積極的に利用すべきだと思っております。

なぜなら、このまま仮にCDMが余り進捗しないとすれば、結局、最終的には、ロシアを始めとする旧ソ連、東ヨーロッパ諸国から、いわゆるホットエアーを相対取引で買わな

ければならないということで、大変不利な状況に追い込まれる。

ただし、実はアメリカが離脱したことによって、排出源取引、クレジットの価格というものに対する見通しは、極めてわかりにくくなった。アメリカが参加していたときには、炭素換算で1トン当たり40ドルだ、50ドルだということが言われていたわけですが、今は、せいぜい7～8ドルだろうということで、10分の1程度に下落している。

しかも、それも本当に7～8ドルで売れるかどうかということも余りはっきりはしないということで、非常に不確実なんです。そういう状況の下で、今回クレジットの取得ということ制度化されるというお話のようでございますが、一体、取得する相手側として、日本企業だけをお考えなのか、それともEU市場辺りで、その価格動向をウオッチしながら、そこからも取得してくるということも考えているのかどうか。

加えて、日本の企業にCDMをプロモートするためには、どういう施策をお考えなのかということ、後ほどお時間があれば経済産業省あるいは環境省の方からお答えいただきたいと思えます。

以上です。

○森嶋議長 それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 中央環境審議会の方から申し上げたいと思えます。

御承知の第1約束期間の6%削減の目標というのは、絶対に達成しなければいけない。そのために、担当される省庁、予算、法制度の改正、あらゆる施策を動員していただいて、目標達成計画にそれぞれ位置づけられております対策を、確実に実施していただきたい。これをまず最初をお願いしておきたいと思えます。

一方において、今、経済活動が活性化、活発化しておりまして、設備投資等が進んでおります。そういう時期でありながら、来年は第1約束期間前の最後の年に当たりまして、先ほど栗山審議官からもありましたように、計画の見直し等を行う。こういう時期に入っ

てまいります。勿論、今の目標達成計画自体も完全なものとは言えないわけございまして、いろいろな見直し等々によって考えていかなくはない面が多いわけです。ともかく、期待できる効果の厳格な評価、そして高い目標を掲げている施策にあっては、確実に達成するための方途が準備されているかどうか。この辺につきまして、きめ細かな、かつ厳しい評価を行わせていただきたい。私たちとしては、そういうところに真摯に取り組んでいくつもりでございます。

一方、6%削減というのは、決してその終点ではないんです。長期的な展望といたしましては、その後一体我が国はどのようなものを準備できるのか。その辺に関しましても、今年4月、新たな第3次の環境基本計画を閣議決定していただきましたが、そこにおきましても、中長期的に持続可能な社会に向けて、一体どういうことを考えるのか。大幅な排出削減を含めまして、中長期目標の設定ということ、これを今後、考えていく。これを提示させていただきました。

言わば、国全体がやはり考え方を変えていく、パラダイムシフトに取り組んでいかなくてはならない。そういう位置づけでございます。

中長期にわたりまして、大幅な削減を図るということに関しましては、本当に社会経済の仕組み、まちづくり、いろいろな多面的な社会資本づくり自体を見直していくことが必要であると思っております。勿論、現在の計画におきましても、多様な計画が盛り込まれております。空間的にも、あるいは時間的にも多様な広がりを持ったいろいろな案づくりがされているわけですが、ここにいらっしゃいます、各審議会におかれましても、是非、長期的な視野に立って、脱温暖化社会の確立に向けた施策の転換をお願いしたい。この場を借りて、このようにお願い申し上げまして、中央環境審議会の方の説明とさせていただきます。

○森嶋議長 この場は、排出権取引というのはありませんので、先にみんな使ってしまうと、時間がなくなりますので、是非、後の方のことを考えて時間をお守りいただくようにお願いします。

それでは、多賀谷委員、お願いします。

○多賀谷委員 情報通信審議会を代表して申し上げます。

情報通信審議会関係では、この資料では129ページ以下に1週間8時間以上テレワークをしている人口の推移が書いてあります。順調に増加して行って、今、就業人口の10%ぐらいで、2010年には2割、もしくは2割5分ぐらいに推移するのではないかと。特に最近ではモバイル機器の性能がアップして、いつでもどこでも業務が可能という形になって、そういう状況が進んでおります。

他方、関連団体による自主行動計画につきましては、31ページ以下で一応の資料はありますけれども、ただ、この電気通信、放送に関する関連団体、少なくとも電気通信に関する限りは、この20年間で最も規制緩和が進んだところでありまして、全体の把握自体が、そもそも業界で把握するというのは難しいところがございます。

それとも絡みますけれども、モバイル機器ができて、テレワークが進むということは、結局、大部屋の仕事体制からP2P型へ移行するというネットワーク型の移行なわけですが、大部屋で仕事をする代わりに喫茶店で仕事をしていると、結局、場所が移るだけという感じになります。昨年も言いましたけれども、面的ネットワーク的な状況をどう把握するかというのが問題になると思うんです。

電気通信では、この点について、ここ1～2年、急速にセンサーシステムというものが発達してきて、個別的なネットワーク型の分野での排出量のチェックは、情報通信技術を使うことが恐らく必要だろうと思います。

最後に、ちょっと困ったと思ったのは、2010年目標なんです、同時に2011年にデジタルテレビの計画という、日本全国のテレビを全部デジタル化するという計画が進んでおります。これ自体、日本の経済の今後のためには、是非、実現しなければいけない。

そのためには、受像機を全部アナログからデジタルに変える。それが環境にどう影響す

るかということで、やはりよほど考えなければいけない。勿論、受像機は大部分が外国で組み立てさせて輸入していますけれども、地球的に見れば同じ話かもしれません。大量のアナログ受像機が廃棄されますので、それをどうするかということ。

この環境の目的と、デジタルテレビの実現というものを総務省、経産省も当然含めて、関係省庁が協力してやっていかなければいけない。

以上です。

○森嶋議長 それでは、馬田委員、お願いします。

○馬田委員 産業構造審議会の方から御報告します。

産業界全体は、先ほど勝俣委員がおっしゃいましたように、各業界単位に自主行動計画の下、原単位の削減等積極的に取り組んでおりまして、2004年の時点では、ほぼ目標達成が可能ではないかと考えております。

産業界全体でいいますと、こういった自分のところ以外の民生、輸送部門に対しても削減をするということで、私は鉄鋼業界でございますけれども、例えば鉄鋼業界といたしましては、自動車の燃費削減のための自動車の軽量化、あるいは家電機器のエネルギーの効率化のための電磁鋼板開発等々、こういった省エネルギーに寄与できる材料の開発、普及というものを進めておるところでございます。

地球規模でのCO<sub>2</sub>の削減、あるいは京都議定書の達成のためには、京都メカニズムというのはやはり重要であると思っております。先ほど報告がありました、政府で既に取り組みが始まっておりますけれども、産業界の企業におきまして、補完的処置として既に取り組んでいるところもありますので、十分な政府との連携がとれるような仕組み等の検討をお願いしたいと思います。

今後、中国、アメリカ、インド等、排出量の多い国を京都議定書あるいはCO<sub>2</sub>の削減活動に参画させる等、世界的な視野で行っていくことが一層重要になると思われましても、日本が進んでおります環境技術、あるいは省エネルギー技術を世界規模で普及させるということが必要ではないかと考えます。

現在、APPの取り組みが始まっているわけでございますけれども、技術対策の普及によるCO<sub>2</sub>削減という、将来の1つのモデルになる可能性が大きいと考えられることから、産業界といたしましても、積極的に貢献をしているところであります。

政府としても、日本のすぐれた環境、省エネルギー技術が移転を円滑にやれるといった仕組み等をつくっていただいて、日本が世界の中で一層のリーダーシップを発揮できるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○森嶋議長 それでは、廣松委員、お願いします。

○廣松委員 国民生活審議会でございます。

国民生活審議会の対象というのは、排出状況の推移を示す表で見ますと、恐らく民生部門のうちの家庭部門だろうと思われまします。そうしますと、2010年度までの目標で少なくとも



もマイナス 18.3%というのは、大変厳しい数値であるということは重々承知しております。

その上、我々が直接的に何か政策的な手段を持っているわけではございませんので、その辺を御理解いただきたいと存じますが、今まで国民生活審議会として取り組んできましたことを2つだけ御紹介させていただきます。

1点は、平成16年に消費者基本法ができ、平成17～21年までの5年間に消費者基本計画を立てております。その中の1つの柱として、これはやはり啓発、教育に関わることでございますが、環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進という活動をしております。

また第2に、この通常国会で、公益法人法が改正され、NPO等の活動の場がより広がるという体制もできましたので、そういう取組みの今後の活動に期待をしたいと思います。

ただ、最近の滋賀県知事選挙でもあるとおり、「もったいない」という言葉が政治的スローガンにもなり得るといえるか、なっており、それが選挙にも影響を及ぼすという意味では、単に言葉だけの問題ではなくて、少し中長期的な形の効果ということになるかもしれませんが、着実に効果を上げつつあると考えています。そういう啓発、教育活動というものを地道に今後とも続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○森嶋議長 ありがとうございます。

それでは、村上委員、お願いします。

○村上委員 社会資本整備審議会から来てございます、村上でございます。民生の問題、エネルギーについてお話しします。

民生部門は、一般建築と住宅から構成されておりますが、この部門のエネルギー消費の増加傾向に歯どめがかからなくて、大変憂慮しております。我々も努力しております。個々の建物の省エネ性能は進んでおり、省エネ性能は世界のトップクラスでございます。

ただ、増加の原因が、例えばオフィスですと床の面積の増加とか、住宅ですと世帯数の増加とか、そういうところにあるわけございまして、個々の建物の性能向上だけでは充分でないという側面があります。

今後とも、この省エネ法の強化を始めとして、各種の施策を推進する予定でございますけれども、それと同時に新しい手段として、個々の建物のオーナーや設計者の意識に訴えるという手段を考えております。

これは、建物の省エネ性能を評価、格付して、公開するというシステムでございまして、C A S B E Eと呼んでおります。国交省が主導して開発しております。格付けした結果を公開することによって、建物オーナーや設計者に、よりすぐれた建物をつくるインセンティブを与えようという、モラルに訴える方法でございまして。既に、先導的な幾つかの政令都市、例えば名古屋、大阪、京都などでスタートしております。新築建物の確認申請のときに大型建築は全部評価してその結果を提出してもらうということが、実施に移されております。その効果に非常に期待しているところでございます。

いずれにしても、この民生部門の増加に何とか歯どめをかけたいということで、今後とも最大限の努力を続ける予定でございます。

以上でございます。

○森嶋議長 どうもありがとうございました。

それでは、森地委員、お願いします。

○森地委員 社会資本整備審議会から来ております、森地でございます。

運輸部門に関しましては、2001年をピークにして減少をしております。それまで何ともしようがなかったのが、やっと減少に向かって、この傾向が続けば中間目標が達成できるということでございます。当然、その原因は、発生源対策とか交通流対策とか道路整備とか、もろもろが効果を出してきたんだと思うんですが、車の台数とか移動量が増えておりまして、それにもかかわらず、車の走行量は減少しております。

これは、貨物に関しては、ロジスティックスに関しての構造的な変革がございますし、自家用車から営業車に転換をし、積載効率が格段に上がっているのが原因かと思えます。

自家用車については、軽自動車の比率が非常に増えていて、保有台数自身は増えているんですが、一世帯に2台、3台ということになっておりますので、1台の走行量は減り、1台当たりの消費量が減るということでございます。

あと、ETCの普及の効果ですとか、あるいは渋滞対策で大体5万台ぐらい通っている道路の交差点で、1キロ渋滞している場合、これを解消して、大体4,000とか5,000トン削減ができます。したがって、1か所平均的に1,000～2,000ぐらいが改良すれば減っていくということですから、今の対策の1,800か所をやれば200～300万トン、ETCで200～300万トンです。こういうことをずっと地道に積み上げないと、なかなか減少傾向の継続ができないということでございます。

前回のこの会議でも申し上げましたが、日本が国際的に見て圧倒的に遅れているのは、都心の自動車の乗り入れ禁止ゾーンでございます。これが、特に地方都市の公共交通の利用とか自動車の抑制に大変効果があるというのは、もうアメリカでもヨーロッパでもオーストラリアでもわかっていることでございます。これがこの国はなかなかできません。住民が反対するし、商店街が反対するし、当然その理由でもって警察も反対されるしということで、ここを何とか突破する必要があるのではないかと、私個人的には思っております。

最後に、外国で、特にアジアの巨大都市は、ヨーロッパとかアメリカと全く違う集中度と成長速度を持っております。10年で数百万ずつ人口が増えるという状況でございますから、ここを何とかしたい。ヨーロッパとかアメリカの交通の専門家は彼らの国の話をしますから、TDMでいけるんだとか、TSMでいけるんだと言うんですが、そんなオーダーではありませんので、こういうところに特有の政策をとにかく持ち込むことが、大変重要かと思っております。

例えば、中国でいいますと、メガロポリスが経済成長のエンジンだと公言、公言という言い方はよくないですが、第11次5か年計画の中でも、そういう思想がずっと貫かれてお

ります。それを逆にいいますと、大変な問題をもたらしますので、何とかそういうところに我々が努力する余地が大変大きいのではないかと考えています。

以上でございます。

○森嶋議長 それでは、茅議長代理、お願いします。

○茅議長代理 大部分、皆さんがおっしゃったことに私も合意しておりますので、それほど言うことはないんですが、1つだけ申し上げたいと思います。

民生需要が、ようやく飽和といいますか、横ばいになってきたというのは、大変好ましい兆候でございますけれども、やはり今後を考えた場合に、この部分で省エネルギーをやるというのは、幾ら口を酸っぱくして言うだけでは無理で、やはり何らかの形のシステムがいると思います。そういった意味で、ある程度それに役立つようなシステムの導入をもっと積極的にやるべきではないか。

例を挙げますと、1つはサマータイムです。これも前から話が出ているんですが、依然として実現に至っていない。

また、アイドリング・ストップというのも、一部の府県ではやっておりますけれども、ほとんど徹底していない。こういったものも、何らかの制度化することによって、大幅にエネルギーの消費を抑えられる面もございますので、今後、そういう側面を是非、強調したいと思います。

以上です。

○森嶋議長 私も審議会の一員ですので発言させていただきますが、実は昨日まで北京で中国の国家開発計画委員会で、先ほど環境省の小林局長が言っておられたポリシーダイヤルに出ておまして、中国ではもはや省エネなくしては経済発展ができないということで、どうやって省エネと経済発展とを結び付けるかということで、非常に日本の省エネ技術に関心を持って、それを部分的にはCDMと結び付けて、日本に非常な期待を持っているわけです。細かいことは時間がありませんので省略いたします。

実は、先ほどからCDMのお話が出ておりますが、CDMというのは現状ですと京都メカニズムといっても2012年までのお話ですので、2012年以降のレジームができないと先がないんです。産業界もそうなんですけれども、2012年以降のレジームを早く話し合いができないと、せっかく投資しようにも先が不安定でできないというのが現状ですので、そこで私どもは何とかビヨンド京都をどうするかということ、せめて京都メカニズムだけでも何とかしようではないかということをやっているところですが、それにつけても日本がリーダーシップを取るためには、正直申しまして日本は6%完全にできなくても、何%も足りないということでは、リーダーシップを取りようがないわけです。日本がこういう中でここまでやっているといつて、初めてアジアを含めてビヨンド京都のネゴシエーションの中でリーダーシップを取れるわけです。

そのためにはどうするかということなんですが、先ほど河野さんもちよつと言われていましたけれども、どれが最も効果的かというところで、そこにやはり政策を集中的にやる

べきではないかと思えます。去年、小泉総理の方から出ましたけれども、それをやるためには省庁が連携するという、NEDOの買い取りもそうですけれども、先ほどの交通などもそうですし、地域のエネルギーマネジメントもそうですけれども、幾つか今、省庁の方で出てきておりますので、一つひとつは申しませんが、せっかく内閣官房を中心に省庁連携が始まったところですので、これを是非もっと広げて、そしてたくさんある政策の中から効果的なものを取り上げて、少しでもなんて私が言ったらいけませんけれども6%を達成するようにする。そして6%を達成することによって日本の省エネ技術がCDMを通じてアジアを、そして世界をリードする。それが日本の経済にもつながっていくような、そういう環境温暖化対策が日本の将来の経済にもつながっていくような、そういうものに我々のこの合同会議も提言できるような会議に是非していただければ、また役所も努力していただきたいというのが、私のお願いであります。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○太田委員 今、どこから集中的にやっていくかという話が出ましたが、森林の場合、20年、30年後は成長がだんだんと鈍ってくるので、現在が一番の成長期なのです。ですから、この温暖化対策で、第一約束期間というか、早い時期に一番効果が上がるのは森林吸収源なのです。したがって、20年、30年後は、皆さんにCO<sub>2</sub>を減らすのを頑張ってもらわないといけないのですが、森林については今が一番効果があるときだということを、是非お考えいただきたいと思えます。

○森脇議長 多分私がプロポークしたので、皆さん10秒、10秒とおっしゃりたいかもしれませんが、また御意見があれば、各審議会を通じて内閣府の方にお寄せいただくということにいたしまして、本日の議論は以上にさせていただきたいと思えます。

是非、今日の各委員の御意見を踏まえまして、政府におかれましては、今後の温暖化対策の取組みに生かしていただきたいと思えます。

最後に、坂内閣官房副長官補から一言お願いをいたします。

○内閣官房副長官補 副長官が所用で席を外しましたので、私が代わりにごあいさつをさせていただきます。

御多忙中のところをお集まりいただきまして、また貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。本日いただきました意見を踏まえまして、京都議定書の目標達成計画の一部変更及び進捗状況の点検の作業というのを当然進めさせていただくわけでございます。

実は明日、地球温暖化対策推進本部、これは総理が主宰するもので、森脇先生と茅先生にも御出席いただくのでございますが、これを開催いたします。また、7月11日には京都議定書目標達成計画の一部変更案について閣議決定するという予定になっております。

今日の御意見、御議論、あるいは進捗状況の点検の数字などを見ていまして、まだまだ目標達成にはやらなければいけないことがたくさんありそうでございますし、まだやることも随分たくさんある。今日の太田先生の御意見などにもありますように、やれるこ

とも随分ある。そういったこともこれからまた拾っていかねばいけない。また、そういった過程で御意見をいただきたいと思えます。

本日は、どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○森嶋議長 以上をもちまして「地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議」を終わりたいと思えます。なお、本日の会議の状況につきましては、私と茅委員から記者ブリーフ、及び温暖化対策推進本部への報告を行いますので、私と茅委員に御一任いただきますよう、お願ひを申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

( 閉 会 )